

### 3 問目

#### 【問題】

かねて、D社株式の議決権の10%を取得原価5,000百万円でその他保有目的により保有していたが、議決権の50%を20,000百万円（10%当たり時価4,000百万円）で買い増し、代金は普通預金口座から振り込んで子会社とした。そこで、必要な仕訳について、①全部純資産直入法を採用していた場合、②部分純資産直入法を採用していた場合について答えなさい。

#### 【解答・解説】

①	(借) 関係会社株式	25,000	(貸) 投資有価証券	5,000
			普通預金	20,000
②	(借) 関係会社株式	24,000	(貸) 投資有価証券	5,000
	投資有価証券評価村	1,000	普通預金	20,000

有価証券について原則として取得後の保有目的の変更はできませんが、一定の要件を満たした場合は変更が認められる・変更しなければならないこととなります。一般的に考えられるものとして、株式の買い増しによる子会社・関連会社化があります。

その他有価証券から子会社・関連会社株式とした場合は原則として帳簿価額で振り替えますが、部分純資産直入法で時価が下がっている場合は、時価での振り替えとなります。